

## 1. 農業経営基盤強化促進法の主な改正のポイント

### (1) 農地利用集積円滑化事業の創設（法第4条第3項ほか）

- 市町村段階に、農地の保有リスクを回避しつつ、地域内の農地を一括して引き受けて、まとまった形で担い手に再配分を行う仕組みの「農地利用集積円滑化事業」が創設されました。
- 「農地利用集積円滑化事業」では、農地所有者から農地の貸付等について委任を受けて、その者に代理して貸付等を行う農地所有者代理事業を新たに位置づけたほか、実施主体により農地売買等事業や研修等事業が行えるよう措置されました。
- 市町村段階で農地利用集積円滑化団体となる実施主体をどの組織にするか選ぶ必要がありますので、市町村が中心となって農業委員会、農業協同組合等の関係機関・関係団体と検討の場を設けるなど早めの実施主体の選定を行う必要があります。
- また、農地利用集積円滑化事業の創設に伴い、市町村段階の農地保有合理化事業の規定が廃止されました。

### (2) 県基本方針及び市町村基本構想の改定（法第5条及び第6条）

- 法律に基づき、すべての市町村で農地の面的集積のための農地利用集積円滑化事業を実施するため、県基本方針に定める事項及び市町村基本構想に定める事項について、農地利用集積円滑化事業に関する事項等が追加されました。
- このため、まず県基本方針を見直し（法施行後3月以内※平成22年3月12日公表）、これを受けて市町村基本構想を変更（基本方針の変更後3月以内※平成22年6月11日まで）する必要があります。

### (3) 農用地利用集積計画の要件等の見直し（法第18条）

- 農地法が改正され、農作業に常時従事しない個人や農業生産法人以外の法人でも一定の要件を満たせば、すべての農地について貸借ができるようになりました。
- これとの整合性を図るため、農用地利用集積計画による利用権の設定等を受ける者の要件等が変更されました。
- また、共有農地について、農用地利用集積計画による5年を超えない利用権の設定又は移転を行う場合は、2分の1を超える共有持分を有する者の同意で足りるようになりました。

### (4) 特定農業法人制度等の拡充（法第23条第4項）

- 特定農業法人について、農業生産法人以外の法人も含めた農業経営を営む法人とされ、特定農業団体についても、農業経営を営む法人になることが確実であると見込まれるものとなりました。

### (5) 「遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置」（法第27条～第27条の12）に関する規定の廃止

- 「遊休農地に関する措置」に関する規定が農地法に新設されました。
- これに伴い、「遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置」に関する規定が削除されました。

### (6) 「特定法人貸付事業の実施」（法第27条の13）に関する規定の廃止

- 農地法が改正され、農業生産法人以外の法人でも一定の要件を満たせば、すべての農地について貸借ができるようになりました。
- これに伴い、「特定法人貸付事業の実施」に関する規定が削除されました。

## 農業経営基盤強化促進法

### (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）

この法律は、平成 4 年 6 月に公表された「新しい食料・農業・農村政策の方向」（新政策）を受け、地域における農業構造及び農業経営の目標を明確化し、その目標の実現に向けた農業構造・経営対策の施策の基本となる法律として制定されました。これは、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するための措置を総合的に講じ、農業の健全な発展に寄与する」ことを目的としており、それぞれの関係機関・団体の連携を強化し、農地流動化等により農業構造の改善を強力に推進しようとするものです。

#### ○法制定等の主な経過

年次	経過の概要
昭和 55 年 5 月	○農用地利用増進法の制定 ・農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年制定、以下「農振法」という。)の一部改正により、昭和 50 年に設けられた農用地利用増進事業を農振法から分離し、拡充されました。
平成 4 年 6 月	○「新しい食料・農業・農村政策の報告（新政策）」 ・この中で、今後の農業構造・経営対策の基本的な方向として「主たる農業者の年間労働時間は他産業並みの水準とし、また、主たる従事者一人あたりの生涯所得も地域の他産業従事者と比べ遜色ない水準を実現できる経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が農業の太宗を担う農業構造を確立していくことが示されました。
平成 5 年 6 月	○農業経営基盤強化促進法の制定 ・農用地利用増進法の一部改正により法律の名称も改められました。
平成 7 年 4 月	○農業経営基盤強化促進法の一部改正 ・農地保有合理化法人に対する支援の強化 ・農地保有合理化法人による買入協議制度の創設
平成 15 年 9 月	○農業経営基盤強化促進法の一部改正 ・農業生産法人による多様な経営展開を可能とするための措置 （認定農業者たる農業生産法人の構成員要件について特例措置） ・農作業受託組織による農用地の利用集積 （特定農業団体制度の創設） ・遊休農地の解消及び利用集積を促進するための措置 （特定遊休農地制度の創設）
平成 17 年 9 月	○農業経営基盤強化促進法の一部改正 ・農地保有合理化事業の拡充 （農地の仲介機能の強化：金銭出資、貸付信託） ・農用地利用改善事業の充実 （認定農業者に対する農用地の利用集積の目標の明確化等、農用地利用規程の内容拡充） ・体系的な遊休農地対策の整備 （県基本方針及び市町村基本構想への遊休農地対策の位置付け、遊休農地の農業上の利用の増進を図るための裁定による特定利用権の設定に関する制度の創設） ・特定法人貸付事業の創設 （構造改革特区制度の全国展開として、遊休農地等が相当程度存在する区域において、市町村等が農業生産法人以外の法人に農用地を貸し付ける事業）
平成 21 年 12 月	農地利用集積円滑化事業の創設、農用地利用集積計画における同意要件の緩和 農地保有合理化事業における県農業公社以外の事業、遊休農地に関する措置及び特定法人貸付事業の廃止、特定農業法人の範囲の拡大

○改正点

すべての市町村で農地の面的集積のための農地利用集積円滑化事業を実施するため、県基本方針に定める事項及び市町村基本構想に定める事項について、農地利用集積円滑化事業に関する事項等が追加された。

(2) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び基本構想

県及び市町村は、農業団体や農業者の意見を聴きながら、地域の特性を考慮して、地域農業の将来展望と目標とすべき魅力ある経営体を目指し経営改善を図ろうとする者への支援措置のあり方等についての総合的な計画として、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）」を策定しています。

① 基本方針（法第5条）

県は、県の区域又は自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して県の区域を分けて定める地域ごとに、地域の特性に即し、以下の事項について定めています。

- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向
- ・ 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
- ・ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積に関する目標
- ・ 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項（農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項、遊休農地の農業上の利用の増進に関する基本的な事項及び特定法人貸付事業の実施に関する基本的な事項等）

基本方針は、市町村が基本構想を作成する際の基本となるものであり、都道府県知事が基本構想を同意するに当たっての基本にもなっています。なお、基本方針は、将来の地域の農業のあるべき姿を見通したものとし、かつ地域農業をめぐる状況を的確に反映するものとする必要があるため、概ね5年ごとに10年間を見通して定めることになっています。

② 基本構想（法第6条）

市町村で定める基本構想は、基本方針を参照しつつ、当該市町村の地域の実情を踏まえながらその特性に即し、以下の事項について定めています。

- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- ・ 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
- ・ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
- ・ 農業経営基盤強化促進事業に関する事項（利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業の実施を促進する事業、農用地利用改善事業の実施区域の基準、委託を受けて行う農作業の実施の促進、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進に関する事項等）
- ・ 遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項
- ・ 特定法人貸付事業に関する事項

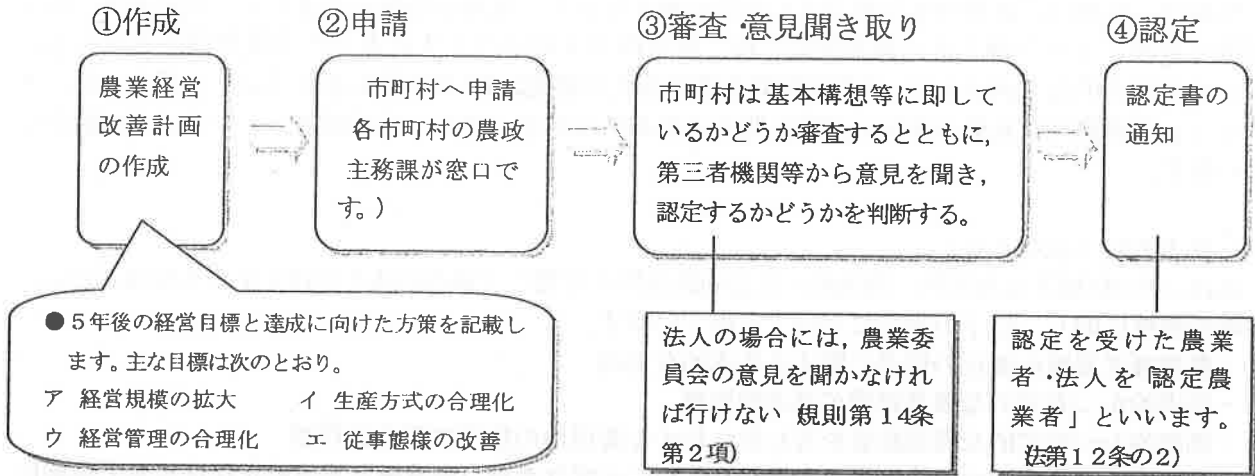
これら事項について、基本方針で定める期間につき定めることとされており、基本方針と同様におおむね5年ごとに10年間を見通して定めるものです。

(3) 農業経営改善計画の認定制度（法第12条）－認定農業者制度－

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を実現するため、平成5年の農業経営基盤強化促進法への改正により、旧農用地利用増進法の農業経営規模拡大計画を拡充し、農業者が作成する農業経営の規模拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善など農業経営の改善を図るための計画（農業経営改善計画）を市町村の基本構想に照らして市町村が認定する制度です。

基本構想で策定している農業経営や農業構造の目標を単なる構想に終わらせないためには、認定農業者を地域農業の担い手として明確に位置づけるとともに、地域内の話し合いを尊重しながら土地持ち非農家、小規模な副業的・自給的農家、高齢農家、生産組織などと、地域に根ざした役割分担を果たしていく必要があります。

【図 農業経営改善計画認定のながれ】



### ① 認定の対象（法第12条第2）

認定農業者制度は、プロの農業経営者として頑張っていこうという農業者を幅広く育成していくためのものです。従って、農業を職業として選択していこうとする意欲のある人であれば、性別、専業兼業の別、経営規模の大小、営農類型、組織形態などを問わず認定の対象となります。

### ② 農業経営改善計画の内容（法第12条第4）

次の内容を盛り込むことになります。

- ア 農業経営の現状
- イ 概ね5年後を目指した農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に関する目標
- ウ その目標を達成するためにとるべき措置

### ③ 農業経営改善計画の認定要件（法第12条第4）

その計画が、次の3つの要件を満たす場合に認定を行うことになります。認定された計画の有効期間は5年間となっています。

ア 市町村の基本構想に照らして適切なものであること。

（計画に記載された規模の拡大に関する目標、生産方式・経営管理の合理化の目標、農業従事の態様等の改善目標を基本構想に定める「効率的かつ安定的な農業経営の指標」に照らして判断します。）

イ 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること。

（計画の内容が農地利用の集積や農作業の効率化に配慮しているかどうかなどを判断します。生産調整対策に取り組むことが必要です。）

ウ 達成される見込みが確実であること。

（経営改善の目標について、経営の現状を踏まえた経営規模や生産方式の改善内容の整合性、労働力調達の実現性などの観点から、計画達成実現性を総合的に判断します。）

なお、農業経営改善計画の期間（5年）を満了しても、これまでの経営改善の実践結果を踏まえた新たな農業経営改善計画を作成し、再度、市町村の認定を受けることができます。また、農業経営改善計画が認定要件に該当しないものと認められるに至った場合や認定農業者が農業経営改善計画に従って農業経営改善の改善を図っていないと認められるとき、市町村はその認定を取り消すことができるとされています。

### ④ 農業経営改善計画の認定の取消（法第12条の2第2）

農業経営改善計画が認定要件に該当しないものと認められるに至った場合や認定農業者等が農業

経営改善計画に従って農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるとき、市町村はその認定を取り消すことができるとされています。

認定の取消に当たっては、十分に事実確認を行うとともに、透明性を確保する観点から、第3者機関の意見も聴取した上で措置することが望ましいとされています。

なお、認定の取消は、行政手続法（平成5年法律第88号）の不利益処分に該当し、同法第3章の規定の適用を受けることに留意する必要があります。

#### ⑤ 農業経営改善計画の認定の共同申請

平成15年6月に認定農業者制度の運用が改善され、以下の3つの要件がすべて確認できる場合には、複数による農業経営改善計画の認定の共同申請を認めることとなりました。

ア 農業経営改善計画の認定申請を行う名義人が、すべて、同一の世帯に属する者であること。  
（農地法第2条第6項に規定する世帯員をいう）

イ 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該名義人のすべてに帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について当該名義人すべての合意により決定することが明確化されていること。

ウ 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

#### ⑥ 農業生産法人による多様な経営展開を図るための措置（法第12条第3項、第13条の3）

平成15年9月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農業生産法人への多様な経営展開（分社化、のれん分け、共同法人の設立、加工・販売部門への進出等）がより容易となるよう、認定農業者たる農業生産法人の構成員要件（※）について認定期間（5年）に限り、関連事業者等が行う出資について議決権制限が緩和（農業内部の場合は基本的に制限なし、農外からの出資については1/2未満）され、農地法の特例として扱われます。

※農地提供者、常時従事者、地方公共団体、農業協同組合、農地保有合理化法人以外の構成員の議決権は、総議決権の1/4以下、1構成員では1/10以下

なお、農事組合法人は、農業協同組合法上、組合員が出資の額に関係なく1人1票の議決権を有しており、農地法による議決権の割合についての制限は課されていません。よって、農事組合法人については特例措置の対象とはなっていません。

#### ⑦ 農業経営改善計画の認定を受けた場合の支援措置

ア 農業委員会による農用地の利用の集積の支援

イ 農業経営基盤強化資金（スーパーL）、農業経営改善促進資金（スーパーS）、農業近代化資金（認定農業者に係る特例）等の金融支援

ウ 農業生産基盤・機械施設整備の支援

—《主な補助事業等》—

→担い手経営展開支援リース事業（農業経営改善計画に基づき機械導入（リース）した場合の補助 10%程度～50%）

→担い手経営革新促進事業（対象者：品目横断的経営安定対策加入者）

→地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業（融資機関から融資を決定された場合の融資残補助 30%以内）

→強い農業づくり交付金のうち経営構造対策 等

エ 農業生産法人出資育成事業（農地保有合理化法人からの農地の現物出資）

オ 品目横断的経営安定対策への加入（認定農業者等が加入対象となります。但し、経営規模要件あり（基本原則4ha、農地が少ない場合は基本原則の概ね8割まで緩和、そのた所得確保の場合の特例あり））

カ 農業経営基盤強化準備金（H19新設：交付金等を準備金として積み立てた場合、その積立額を個人は必要経費算入、法人は損金算入できます。→詳細は次項参照）

キ 農業者年金保険料の助成（特例保険料の適用と保険料の助成）

ク 経営改善に関する相談・研修等の実施、各種情報提供等

#### （4）農業経営基盤強化促進事業（法第4条第3項、第4章（第17条～第26条））

基本構想に示した農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体に対する農用地の集積、これら経営体の経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置（詳細は、農地の利用集積ガイドブックを参照）。

# 農地集積を支援する制度・事業について

～農地利用集積円滑化事業と農地集積関連事業について～

- 平成21年12月に施行された農地法等の一部を改正する法律により、市町村段階で農地をまとめて使いやすくする仕組み(制度)として農地利用集積円滑化事業が創設されました。
- 農地利用集積円滑化事業は、市町村段階に設置する農地の仲介組織(農地利用集積円滑化団体)の活動により農地集積を促進させる制度事業です。
- また、併せて農地利用集積円滑化団体の活動を支援する国庫補助事業(農地利用集積事業)も措置されました。農地利用集積事業は、農地の貸し手・借り手への集積奨励金にも使えるなど農地集積を進めるうえで有効な補助事業となっております。
- 事業導入の相談については、各市町村農政担当課に問い合わせ願います。

## 1. 農地集積を支援する制度(農地利用集積円滑化事業の概要)

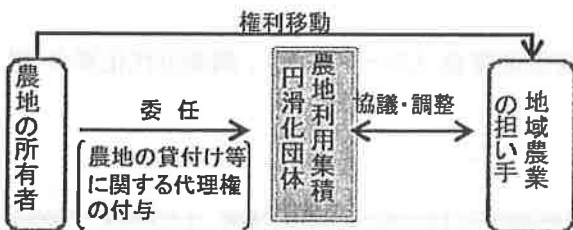
市町村段階に設置する農地の仲介組織(農地利用集積円滑化団体)が農地をまとめて使いやすくする農業経営基盤強化促進法上の仕組みです。

### ①農地所有者代理事業

農地利用集積円滑化団体が、農地所有者から委任を受けて、所有者を代理して農地の売渡し、貸付け等を行う事業(委任を受けた農地の保全のための管理を含む。)

#### ▶円滑化団体となる組織

市町村、農協、一般財団・社団法人(市町村公社)  
土地改良区、地域担い手育成総合支援協議会等

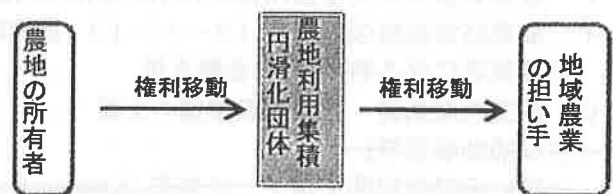


### ②農地売買等事業

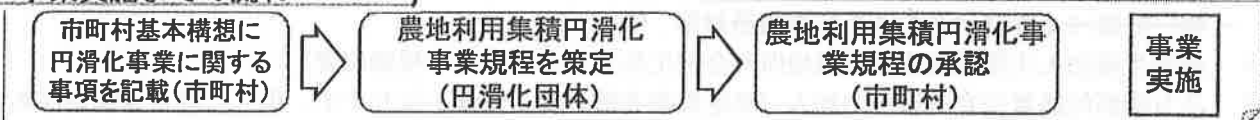
農地利用集積円滑化団体が、農地を買い入れ又は借り受けて、売り渡し又は貸し付け等を行う事業

#### ▶円滑化団体となる組織

市町村、農協、  
一般財団・社団法人(市町村公社)



### 事業実施までの流れ



### 税制上のメリット

- ・農地利用集積円滑化事業により貸付けられた農地は、相続税納税猶予の特例を受けることができます。
- ・農地利用集積円滑化事業(農地売買等事業)により農地を売り渡した場合は、譲渡所得の特別控除(800万円(基盤強化法第13条の2の買入協議による場合は1500万円))を受けることができます。